

第92回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年8月26日（水曜日）
午前10時（午前9時 開場）

場所

東京都千代田区大手町1-3-2
経団連会館 国際会議場（2階）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

決議 事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

株式会社 オオバ

総合建設コンサルタント

証券コード 9765

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

(証券コード：9765)
2026年8月3日
東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号
株式會社 オオバ
代 表 取 締 役 **辻 本 茂**
社 長 執 行 役 員

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討くださいます。後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年8月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年8月26日（水曜日）午前10時（午前9時 開場）
2 場 所	東京都千代田区大手町1－3－2 経団連会館 国際会議場（2階）
3 目的事項	報告事項 1. 第92期（2025年6月1日から2026年5月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第92期（2025年6月1日から2026年5月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

4 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

項番	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト https://www.k-ohba.co.jp/ 	IR/投資家情報の「株主総会関連資料」をご覧ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show 	銘柄名（オオバ）または証券コード（9765）を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。
3	株主総会ポータル [®] （三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net 	議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

5 招集にあたっての決定事項

- (1) 当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次の事項につきましては、「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。また、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の以下の事項
 - ……（新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要）
 - ② 連結計算書類の以下の事項
 - ……（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ③ 計算書類の以下の事項
 - ……（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書による方法で各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



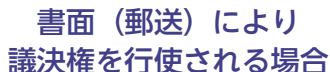
株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年8月26日（水曜日）
午前10時（午前9時 開場）



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年8月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年8月25日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 ○○○ 個

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

御中

××××年 ×月××日

(切取線)

○○○○○○○

近畿通商新聞と
議決権行使はこちら
株主総会ポータルサイト
ロイオン開示コード

見本

※本コードは「株主電子サービス」の登録済みのみです。

○○○○○○○

※議決権行使書用紙はイメージです。

●こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第2・3号議案

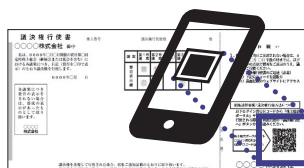
- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

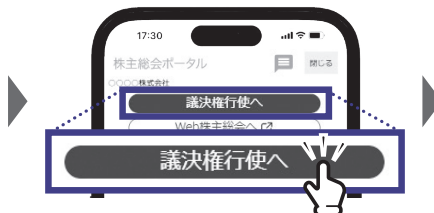
インターネット行使期限
2026年8月25日（火）午後5時30分

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。
ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間：
午前9時～午後9時



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告（2025年6月1日から2026年5月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国関税政策の影響や、ウクライナ紛争の長期化・中東情勢の悪化を背景とした地政学リスク等により、不透明感は続きました。わが国経済においては、賃上げの動きが広がる一方、物価の上昇により、景気は緩やかな回復に留まりました。

建設コンサルタント業界においては、防災・減災、老朽化した社会インフラの維持・管理、国土強靱化への対応など、公共投資が堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループでは、オオバの強みである「まちづくり業務」の豊富な経験と実績を活かし、「まちづくりのソリューション企業」として、国土強靱化や防災・減災など「安全と安心で持続可能なまちづくり」、都市再生・地方創生業務、公共施設マネジメント業務、防衛土木業務などを重点分野と位置づけ、積極的な営業活動を展開してまいりました。

さらに、区画整理事業での当社のコンサルタントとしての経験・知見や保留地の処分能力を活かして、調査設計業務に加え業務代行者としての参画を企図し、収益機会の拡大を図るとともに、土木管財業務、相続・不動産コンサルティング、PM(プロジェクトマネジメント)／CM(コンストラクションマネジメント)・PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)事業、まちづくりDX（デジタルトランスフォーメーション）など、高付加価値提案型サービスの展開により、事業領域を拡大してまいりました。

当連結会計年度の概況は以下のとおりであります。

官庁では防災・減災、国土強靱化に加えて、防衛土木等の需要が伸び、さらに官庁・民間ともに大型の区画整理事件の継続受注や新規地区の立ち上げ、民間では生産拠点（ものづくり）の国内回帰と海外資本参入による産業用地・物流用地の開発関連業務などに注力した結果、受注高につきましては17,136百万円（前期は17,345百万円）となり、手持受注残高は9,584百万円（前期は9,458百万円）を確保することができました。

売上高につきましては、17,011百万円（前期は18,096百万円）となりました。

営業利益は1,965百万円（前期は1,936百万円）、経常利益は2,141百万円（前期は1,998百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、1,468百万円（前期は1,334百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は自己資金にて賄い、主なものは情報通信機器の取得であります。

③ 資金調達の状況

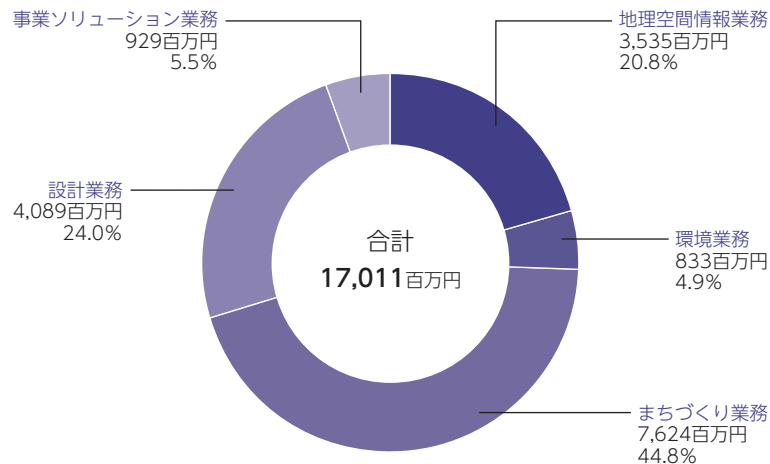
前連結会計年度末につづき、当連結会計年度末の債務残高はありません。

資金調達について特筆すべき事項はありません。

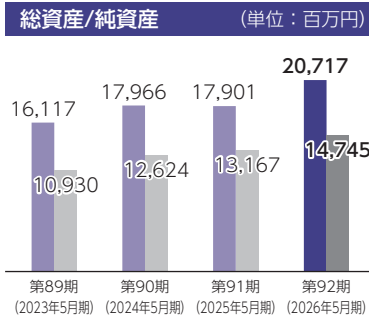
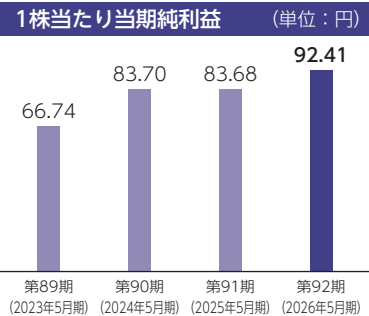
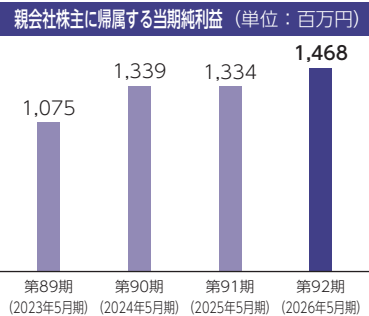
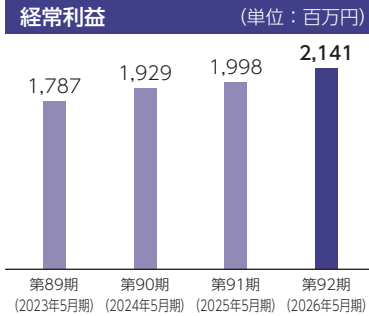
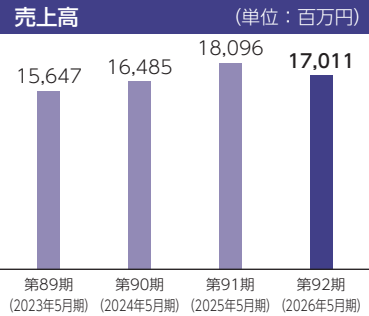
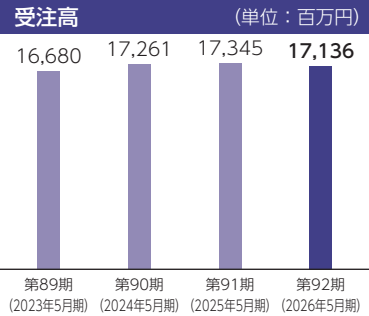
前期比較

	第91期 (2025年5月期)	第92期 (2026年5月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	18,096	17,011	△1,085	△6.0%
営業利益	1,936	1,965	28	1.5%
経常利益	1,998	2,141	143	7.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,334	1,468	134	10.1%

業務区分別売上高構成比



(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第89期 (2023年5月期)	第90期 (2024年5月期)	第91期 (2025年5月期)	第92期 (当連結会計年度) (2026年5月期)
受注高	(百万円)	16,680	17,261	17,345	17,136
売上高	(百万円)	15,647	16,485	18,096	17,011
経常利益	(百万円)	1,787	1,929	1,998	2,141
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,075	1,339	1,334	1,468
1株当たり当期純利益	(円)	66.74	83.7	83.68	92.41
総資産	(百万円)	16,117	17,966	17,901	20,717
純資産	(百万円)	10,930	12,624	13,167	14,745

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第88期(2022年5月期)の期首から適用しており、第88期(2022年5月期)以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
近畿都市整備株式会社	50,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
日本都市整備株式会社	96,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
東北都市整備株式会社 (注)	30,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
オオバ調査測量株式会社	35,000千円	100.0%	公共測量及び民間測量

(注) 東北都市整備株式会社の持株比率中16.7%は日本都市整備株式会社を通じて間接所有しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの技術力を基盤として、次の3点を当面の課題に掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

① 技術力の強化

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現していくための要諦は、技術力の向上です。

技術力向上の一環として取り組んできた、技術資格保有者（技術士、RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）、1級建築士、APECエンジニア）500名体制を構築することができました。

技術資格保有者を更に増加させるとともに、ポリバレントな技術者の育成（多能工化の推進）に努めてまいります。

② 収益機会の拡大

業務代行・土木管財等コンサルティング関連業務への取組強化により、事業ソリューション業務は、着実に伸長しています。

当社グループの強みである区画整理事業での経験・知見や保留地の処分能力を活かし、調査設計業務に加え、優良案件については、当社自ら業務代行者として参画することで、収益機会の一層の拡大を図ってまいります。

③ 事業領域の拡大

これまでの歴史、実績を踏まえ、守るべきものと変えるべきものを見極め、「まちづくり」を核としたコア業務を安定的に伸長させるとともに、社会課題の解決に向け、新市場・新規業務の開拓に挑戦し、更なる飛躍を目指します。

幅広い顧客ニーズに対応するため、総合建設コンサルタントによるワンストップソリューションの強みを活かすとともに、同業他社等との提携・協業、M&Aの強化等により、事業領域の拡大を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年5月31日現在)

当社グループは下表記載の登録・免許に基づき、都市計画、土木設計、土地区画整理及び測量等を業務の内容とする建設コンサルタント事業を主軸とし、付随する不動産事業を併営しております。

事業の区分	登録・免許の種類	
建設コンサルタント事業	建設コンサルタント	(国土交通大臣登録)
	測量業	(国土交通大臣登録)
	地質調査業	(国土交通大臣登録)
	補償コンサルタント	(国土交通大臣登録)
	一級建築士事務所	(東京都、大阪府、愛知県、宮城県、広島県、福岡県各知事登録)
	土壌汚染指定調査機関	(環境大臣指定)
	計量証明事業所	(東京都知事登録)
不動産事業	宅地建物取引業	(国土交通大臣免許)
	特定建設業	(東京都知事許可)

(6) 主要な事業所 (2026年5月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号	
支店・事業部	東京支店（千代田区）	名古屋支店（名古屋市）
	大阪支店（大阪市）	東北支店（仙台市）
	九州支店（福岡市）	広島支店（広島市）
	横浜支店（横浜市）	北関東支店（さいたま市）
	千葉支店（千葉市）	東北・北支店（盛岡市）
	沖縄支店（那覇市）	福島支店（福島市）
	事業ソリューション部（千代田区）	
営業所	秋田営業所（秋田市）	山形営業所（山形市）
	茨城営業所（水戸市）	川崎営業所（川崎市）
	相模原営業所（相模原市）	群馬営業所（高崎市）
	栃木営業所（宇都宮市）	山梨営業所（甲府市）
	石川営業所（金沢市）	新潟営業所（新潟市）
	静岡営業所（静岡市）	浜松営業所（浜松市）
	豊田営業所（豊田市）	岐阜営業所（岐阜市）
	東濃営業所（恵那市）	三重営業所（津市）
	和歌山営業所（和歌山市）	奈良営業所（奈良市）
	滋賀営業所（近江八幡市）	京都営業所（京都市）
	京都北営業所（福知山市）	神戸営業所（神戸市）
	姫路営業所（姫路市）	山口営業所（山口市）
	岡山営業所（岡山市）	愛媛営業所（松山市）
	四国営業所（高松市）	佐賀営業所（佐賀市）
	北九州営業所（北九州市）	大分営業所（大分市）
	長崎営業所（長崎市）	宮崎営業所（宮崎市）
	鹿児島営業所（鹿児島市）	熊本営業所（熊本市）

② 子会社

近畿都市整備株式会社	京都市
日本都市整備株式会社	横浜市
東北都市整備株式会社	仙台市
オオバ調査測量株式会社	東京都千代田区

(7) 使用人の状況 (2026年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

業務の区分等	使用人数	前連結会計年度末比増減
地理空間情報業務部門	98 名	1 名増
環境業務部門	19 名	1 名増
まちづくり業務部門	212 名	3 名増
設計業務部門	113 名	1 名増
事業ソリューション業務部門	7 名	増減なし
販売・管理業務部門	86 名	2 名減
合 計	535 名	4 名増

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
474 名	7 名増	39.5 歳	12.5 年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年5月31日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、パシフィックコンサルタンツ株式会社、アジア航測株式会社、東電タウンプランニング株式会社、小田急不動産株式会社、相鉄ホールディングス株式会社等の企業と業務提携を行っております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年5月31日現在)

① 発行可能株式総数	59,246,000株
② 発行済株式の総数	16,500,000株
	(自己株式677,842株を含む)
③ 株主数	17,638名
④ 大株主 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
三井不動産株式会社	727,050株	4.59%
三井住友信託銀行株式会社	662,000株	4.18%
パシフィックコンサルタンツ株式会社	628,000株	3.96%
オオバ取引先持株会	489,325株	3.09%
大場 明憲	452,600株	2.86%
大場 重憲	406,500株	2.56%
日本生命保険相互会社	315,444株	1.99%
辻本 茂	286,139株	1.80%
株式会社みずほ銀行	282,162株	1.78%
株式会社デベロッパー三信	239,000株	1.51%

(注) 当社は、自己株式677,842株を所有しておりますが、上記には記載しておりません。
持株比率においても、自己株式数を除いて記載しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

i. 自己株式の取得

イ. 2025年4月10日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式110,900株
取得価額の総額	122,014,200円
取得した期間	2025年6月1日から2026年3月31日まで

ロ. 2026年4月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	当社普通株式40,700株
取得価額の総額	49,992,600円
取得した期間	2026年4月10日から2026年5月31日まで

ii. 自己株式の消却

2026年4月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	当社普通株式250,000株
自己株式消却額	189,908,500円
消却した日	2026年4月30日

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年5月31日現在）

会社における地位及び担当または重要な兼職の状況		氏名
代表取締役社長執行役員		辻 本 茂
取締役専務執行役員	社長補佐 内部統制・コンプライアンス担当	大 場 俊 憲
取締役常務執行役員	営業本部長 営業統括 オオバ調査測量(株) 代表取締役社長	皆 木 信 介
取締役	三井不動産(株) 専務執行役員	加 藤 智 康
取締役	東北電力(株) 社外取締役 岡三証券(株) 社外取締役 (監査等委員) (株)オークネット 社外取締役 (監査等委員)	永 井 幹 人
取締役	内閣府経済社会総合研究所「景気動向指数研究会」委員 岡三証券(株) G R C 特別顧問 エグゼクティブエコノミスト 景気循環学会 会長	嶋 中 雄 二
取締役	(株)F P パートナー 社外取締役 キヤノン(株) 社外取締役 阪急阪神不動産(株) 取締役(非常勤)	鈴 木 正 規
取締役	(公財)資生堂子ども財団 評議員 (学)実践女子学園 理事 東急不動産ホールディングス(株) 社外取締役 (株)かんぽ生命保険 社外取締役 (監査委員)	宇 野 晶 子
取締役	(公社)全国公営住宅火災共済機構 理事長	麦 島 健 志
常勤監査役	日本都市整備(株) 監査役 東北都市整備(株) 監査役 近畿都市整備(株) 監査役 オオバ調査測量(株) 監査役	伊 原 康 敏
監査役	伊禮総合法律事務所 弁護士	伊 禮 竜之助
監査役	三井住友信託銀行(株) 名誉顧問 富士フィルムホールディングス(株) 社外取締役 アサガミ(株) 社外取締役 (公財)東レ科学振興会 監事	北 村 邦 太 郎

(注) 1.取締役加藤智康、永井幹人、嶋中雄二、鈴木正規、宇野晶子、麦島健志の各氏は、社外取締役であります。
2.監査役伊禮竜之助、北村邦太郎の両氏は、社外監査役であります。
3.当社は、加藤智康、永井幹人、嶋中雄二、鈴木正規、宇野晶子、麦島健志、伊禮竜之助、北村邦太郎の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、北村邦太郎氏は長年にわたり銀行業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員及び会計監査人並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることにより、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬等は、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績及び社員給与とのバランスを総合的に勘案して決定する。具体的には、金銭報酬としての固定報酬及び賞与並びに非金銭報酬としてのストックオプションにより構成する。

2.金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の金銭報酬は、毎月支給される固定報酬及び原則として毎年2回支給される賞与とし、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績及び社員給与とのバランスを総合的に勘案して決定する。但し、当社の取締役のうち社外取締役については、その職務に鑑み、金銭報酬は固定報酬のみとする。

3.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

中長期的に継続した業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、非金銭報酬等としてストックオプションを毎年一定の時期に付与する。ストックオプションは、新株予約権の総数2,000個（付与株式数200,000株）を上限として、取締役の職務毎に定められる基準金額及び当社株価を基に決定される。

(注) 2021年2月10日開催の取締役会において、新株予約権1個当たり1,000株、割当てる新株予約権の総数200個（付与株式数200,000株）を上限にしましたが、2021年8月26日開催の第87回定時株主総会において、新株予約権1個当たり100株、割当てる新株予約権の総数2,000個（付与株式数200,000株）を上限に読み替えて決議したものです。

4.金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合は、1.基本方針において定めた要素を総合的に勘案したうえで、取締役個人毎に当該種類毎の適切な金額を決定することを通じて決定される。

5.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- イ. 取締役の報酬は、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランスを総合的に勘案して社長が原案を作成する。
- ロ. 独立社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会は、取締役会からの諮問を受け、原案に基づき役員報酬体系・報酬の額等の適切性等について検討し、答申する。
- ハ. 取締役会は、報酬委員会の答申を得て、株主総会で決議された総額の範囲内で、役員報酬を決定する。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額（円）	報酬等の種類別の総額（円）			対象となる役員の数
		固定報酬	賞与	ストックオプション	
取締役	282,635,200	161,020,000	79,760,000	41,855,200	10名
うち社外取締役	68,588,000	60,000,000	－	8,588,000	6名
監査役	34,960,000	34,960,000	－	－	3名
うち社外監査役	17,440,000	17,440,000	－	－	2名
合 計	317,595,200	195,980,000	79,760,000	41,855,200	13名

(注) 1.上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役9名 41,855千円(うち、社外取締役6名、8,588千円)

2.取締役の報酬限度額は、2022年8月26日開催の第88回定時株主総会において年額400,000千円以内(うち社外取締役80,000千円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は5名)でした。また、ストックオプション報酬として割当てる新株予約権は、2021年8月26日開催の第87回定時株主総会において、割当てる新株予約権の総数上限を2,000個(目的株式数200,000株)と決議しており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は4名)でした。

- 3.上記の取締役の「対象となる役員の数」には、2025年8月26日開催の第91回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- 4.監査役の報酬限度額は、2008年8月28日開催の第74回定時株主総会において年額48,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)でした。
- 5.ストックオプション報酬の割当ては、「④3.非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 加藤智康氏は、三井不動産(株) 専務執行役員であります。なお、同社は当社の株式を4.59%保有する株主かつ取引先であります。同社に対する売上高は、当社の当期連結売上高の2.25%です。
- ・取締役 永井幹人氏は、東北電力(株) 社外取締役、岡三証券(株) 社外取締役(監査等委員)、(株)オークネット 社外取締役(監査等委員)であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役 嶋中雄二氏は、内閣府経済社会総合研究所「景気動向指数研究会」委員、岡三証券(株) G R C特別顧問 エグゼクティブエコノミスト、景気循環学会 会長であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役 鈴木正規氏は、(株)F P パートナー 社外取締役、キヤノン(株) 社外取締役、阪急阪神不動産(株) 取締役(非常勤)であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役 宇野晶子氏は、(公財)資生堂子ども財団 評議員、(学)実践女子学園 理事、東急不動産ホールディングス(株) 社外取締役、(株)かんぽ生命保険 社外取締役(監査委員)であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役 麦島健志氏は、(公社)全国公営住宅火災共済機構 理事長であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役 伊禮竜之助氏は、伊禮総合法律事務所において弁護士として勤務されております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役 北村邦太郎氏は、三井住友信託銀行(株) 名誉顧問、富士フイルムホールディングス(株) 社外取締役、アサガミ(株) 社外取締役、(公財)東レ科学振興会 監事であります。なお、三井住友信託銀行(株)は当社の株式を4.18%保有する株主かつ取引先であります。同社との借入れ取引は現在僅少です。当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 加 藤 智 康	13回	100%	—	—
取締役 永 井 幹 人	13回	100%	—	—
取締役 嶋 中 雄 二	13回	100%	—	—
取締役 鈴 木 正 規	13回	100%	—	—
取締役 宇 野 晶 子	13回	100%	—	—
取締役 麦 島 健 志	10回	100%	—	—
監査役 伊 禮 竜 之 助	12回	92.3%	13回	92.8%
監査役 北 村 邦 太 郎	13回	100%	14回	100%

(注) 麦島健志氏の出席率につきましては、2025年8月26日開催の第91回定時株主総会における取締役就任後の開催数(取締役会10回)をもとに計算しております。

取締役会及び監査役会における発言状況、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役加藤智康氏は、知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役永井幹人氏は、金融機関等における経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役嶋中雄二氏は、銀行系シンクタンク、大学教授等での知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役鈴木正規氏は、財務省、環境省事務次官等の要職、民間金融機関の代表取締役として豊富な経験と高い見識から、様々な提言を行っております。
- ・取締役宇野晶子氏は、民間企業における営業、マーケティング及びリスクマネジメント等の業務経験を通じて培った専門的な知識と経験から、様々な提言を行っております。
- ・取締役麦島健志氏は、国土交通省国土政策局長等の要職、大学教授等での知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・監査役伊禮竜之助氏は、弁護士であり、知識や経験を活かし意見を述べております。
- ・監査役北村邦太郎氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と高い見識を活かし意見を述べております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 P w C Japan 有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.会計監査人の報酬額について、監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況ならびに報酬等の見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等には、会社法第340条第1項の規定により、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を、株主総会に付議いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

「(2) 会社役員の状況」の「③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

(4) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	10,619,813
現金及び預金	2,812,131
受取手形、売掛金及び契約資産	7,616,842
未成業務支出金	37,900
販売用不動産	5,634
その他	191,839
貸倒引当金	△44,534
固定資産	10,097,817
有形固定資産	3,189,734
建物及び構築物	869,180
機械装置及び運搬具	137,984
土地	1,962,779
建設仮勘定	6,613
その他	213,177
無形固定資産	42,939
ソフトウェア	41,423
その他	1,516
投資その他の資産	6,865,143
投資有価証券	1,567,068
長期保証金	417,834
退職給付に係る資産	4,788,157
繰延税金資産	19,766
その他	72,315
資産合計	20,717,631

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	3,966,245
買掛金	1,092,365
未払法人税等	375,773
未成業務受入金	788,444
賞与引当金	699,565
株主優待引当金	33,914
その他	976,182
固定負債	2,006,147
退職給付に係る負債	30,583
資産除去債務	271,803
繰延税金負債	1,699,379
その他	4,381
負債合計	5,972,392
純 資 産 の 部	
株主資本	11,896,106
資本金	2,131,733
資本剰余金	532,933
利益剰余金	9,755,596
自己株式	△524,156
その他の包括利益累計額	2,377,714
その他有価証券評価差額金	740,860
退職給付に係る調整累計額	1,636,854
新株予約権	471,418
純資産合計	14,745,238
負債純資産合計	20,717,631

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	17,011,233	
売上原価	11,189,699	
売上総利益	5,821,534	
販売費及び一般管理費	3,856,057	
営業利益	1,965,476	
営業外収益		
受取利息	3,814	
受取配当金	63,086	
受取保険配当金	2,696	
有価証券売却益	117,382	
その他	22,143	209,122
営業外費用		
支払利息	30,636	
支払保証料	2,035	
その他	403	33,075
経常利益	2,141,523	
特別利益		
固定資産売却益	1,466	1,466
特別損失		
固定資産売却損	50	
固定資産除却損	1,983	2,034
税金等調整前当期純利益	2,140,955	
法人税、住民税及び事業税	578,810	
法人税等調整額	93,394	672,204
当期純利益	1,468,750	
親会社株主に帰属する当期純利益	1,468,750	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年 5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	9,495,853
現金及び預金	2,270,409
売掛金	1,471,350
契約資産	5,553,372
未成業務支出金	51,898
販売用不動産	5,634
前払費用	151,778
その他	35,944
貸倒引当金	△44,534
固定資産	7,960,876
有形固定資産	3,151,921
建物	868,601
機械及び装置	125,112
車両運搬具	3,713
工具・器具及び備品	200,101
土地	1,947,779
建設仮勘定	6,613
無形固定資産	41,584
ソフトウェア	40,123
その他	1,460
投資その他の資産	4,767,370
投資有価証券	1,544,539
関係会社株式	394,638
長期前払費用	206
長期保証金	413,267
役員及び従業員保険掛金	14,316
前払年金費用	2,397,892
その他	2,510
資産合計	17,456,729

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	3,726,421
買掛金	1,020,345
未払金	114,125
未払費用	256,267
未払法人税等	344,793
未払事業所税	11,855
未成業務受入金	757,797
預り金	177,551
未払消費税等	327,733
賞与引当金	672,333
株主優待引当金	33,914
その他	9,703
固定負債	1,206,280
資産除去債務	271,803
繰延税金負債	930,477
その他	4,000
負債合計	4,932,701
純 資 産 の 部	
株主資本	11,314,498
資本金	2,131,733
資本剰余金	532,933
資本準備金	532,933
利益剰余金	9,173,988
その他利益剰余金	9,173,988
別途積立金	800,000
圧縮記帳積立金	848,449
繰越利益剰余金	7,525,539
自己株式	△524,156
評価・換算差額等	738,110
その他有価証券評価差額金	738,110
新株予約権	471,418
純資産合計	12,524,027
負債純資産合計	17,456,729

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高	15,659,295	
売上原価	10,331,481	
売上総利益	5,327,813	
販売費及び一般管理費	3,521,855	
営業利益	1,805,957	
営業外収益		
受取利息	2,352	
受取配当金	115,005	
受取保険配当金	2,696	
有価証券売却益	117,382	
その他	28,580	266,017
営業外費用		
支払利息	30,608	
支払保証料	2,035	
その他	403	33,048
経常利益	2,038,927	
特別利益		
固定資産売却益	1,466	1,466
特別損失		
固定資産売却損	50	
固定資産除却損	1,983	2,034
税引前当期純利益	2,038,358	
法人税、住民税及び事業税	525,919	
法人税等調整額	95,882	621,801
当期純利益	1,416,556	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

株式会社オオバ
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉達哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川雅嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オオバの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オオバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月21日

株式会社オオバ
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉達哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小川雅嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オオバの2025年6月1日から2026年5月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、常勤監査役が子会社の非常勤監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年7月22日

株式会社オオバ 監査役会

常勤監査役 伊 原 康 敏 ㊞
社外監査役 伊 禮 竜 之 助 ㊞
社外監査役 北 村 邦 太 郎 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスの最適化を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、配当額の業績連動性を高めるため、配当性向を目安とするとともに、その時々を経済情勢や財務状況、業績見通し等を総合的に勘案し、各期の還元内容を決定することとしております。

この考え方に基づき、第92期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、普通配当1株につき23円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金21円を加えた年間配当金は、1株当たり44円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は363,909,634円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年8月27日(木曜日)といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏 名		現在の当社における地位及び担当
1	再任	つじもと 辻本	しげる 茂	代表取締役社長執行役員
2	再任	おお ば 大場	としのり 俊憲	取締役専務執行役員 社長補佐 内部統制・コンプライアンス担当
3	再任	みな き 皆木	しんすけ 信介	取締役常務執行役員 営業本部長 営業統括
4	再任	なが い 永井	みき と 幹人	取締役
5	再任	しまなか 嶋中	ゆう じ 雄二	取締役
6	再任	すず き 鈴木	まさ き 正規	取締役
7	再任	う の 宇野	あき こ 晶子	取締役
8	再任	むぎしま 麦島	たけ し 健志	取締役
9	新任	あかがわ 赤川	とし や 俊哉	上席執行役員 技術本部長 技術統括 DX担当
10	新任	ほし の 星野	ただひろ 忠洋	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
1 再任	つじもと しげる 辻本 茂 (1955年12月10日生)	1979年 4月 海外石油開発㈱ 入社 1987年11月 三井信託銀行㈱ (現 三井住友信託銀行㈱) 入社 1990年 2月 同社 ロサンゼルス支店 1994年10月 同社 ニューヨーク支店 2000年10月 同社 大阪支店営業第一部次長 2003年 3月 当社 常任顧問 2005年 7月 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 2006年 6月 取締役 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 2010年 6月 常務取締役 常務執行役員 財務・計画 ・事業ソリューション部門担当 兼 営業本部長 2013年 8月 代表取締役社長 2016年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO 2020年 8月 代表取締役 社長執行役員 (現任) 選任理由 現在、代表取締役社長執行役員として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。	286,139 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
2 再任	おおば としのり 大場 俊憲 (1973年2月28日生)	1996年 4月 当社入社 名古屋支店 営業部 2008年 6月 三井不動産㈱ 出向 2013年 4月 営業本部 担当部長 兼 事業ソリューション部事業部 担当部長 2015年 6月 企画本部 計画部長 2017年 6月 執行役員 営業本部 副本部長 2017年12月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略営業部長 2018年 6月 上席執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略営業部長 2019年 6月 上席執行役員 営業本部 副本部長 兼 新規事業推進室長 2019年12月 上席執行役員 企画本部長 2020年 8月 取締役 執行役員 企画本部長 人事・総務・IT担当 2021年 6月 常務取締役 執行役員 企画本部長 人事・総務・IT担当 2022年 6月 取締役専務執行役員 企画本部長 人事・総務・IT担当 2023年 6月 取締役専務執行役員 社長補佐 営業統括 2025年 6月 取締役専務執行役員 社長補佐 内部統制・コンプライアンス担当（現任） 選任理由 現在、取締役専務執行役員として、事業計画立案、損益管理等を管掌し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の企業価値向上に資するべく、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。	74,200 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
3 再任	みな き しんすけ 皆木 信介 (1963年7月21日生)	1989年 6月 当社入社 大阪支店 調査設計部 2010年 6月 大阪支店 営業部長 2012年 6月 東京支店 首都圏営業部長 2013年 6月 営業本部 部長 2014年 6月 営業本部 副本部長 2016年 6月 執行役員 営業本部 副本部長 2018年 6月 執行役員 東京支店 副支店長 2021年 6月 上席執行役員 東京支店長 2023年 5月 オオバ調査測量(株) 代表取締役社長 (現任) 2023年 6月 常務執行役員 東京支店長 2024年 8月 取締役執行役員 東京支店長 2024年12月 取締役執行役員 東京支店統括 営業本部長 2025年 6月 取締役常務執行役員 営業本部長 営業統括 兼 企画営業室長 (現任) 選任理由 筆頭店舗の東京支店長として、顕著な実績を上げ、会社業績へ大きく貢献してきました。 高い技術力、営業力、マネジメント力を有しており、本社営業本部長として、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。	13,800 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
4 再任 社外 独立	ながい みきと 永井 幹人 (1955年10月28日生)	1978年 4月 ㈱日本興業銀行入行 2003年 4月 ㈱みずほコーポレート銀行 本店営業第二部長 2004年 6月 同行 営業第九部長 2005年 4月 同行 執行役員 営業第九部長 2007年 4月 同行 常務取締役 コーポレートバンキングユニット統括役員 2009年 4月 同行 常務執行役員 コーポレートバンキングユニット統括役員 2011年 4月 同行 取締役 副頭取 2013年 5月 新日鉄興和不動産㈱ 副社長 執行役員 2013年 6月 同社 取締役副社長 2014年 6月 同社 取締役社長 2019年 4月 日鉄興和不動産㈱ 取締役相談役 2019年 6月 同社 相談役 ㈱岡三証券グループ 社外取締役 (監査等委員) 2020年 6月 日本水産㈱ (現 ㈱ニッスイ) 社外取締役 2021年 6月 東北電力㈱ 社外取締役 (現任) 2021年 8月 当社 社外取締役 (現任) 2024年 7月 岡三証券㈱ 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2025年 3月 ㈱オーフネット 社外取締役 (監査等委員) (現任) 選任理由・期待される役割 金融機関等における経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。	0 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
5 再任 社外 独立	しまなか ゆうじ 嶋中 雄二 (1955年11月29日生)	1978年 4月 ㈱三和銀行入行 1984年10月 ㈱日本経済研究センター入社、同社研究員 1989年 4月 ㈱三和総合研究所入社、同社主任研究員 1997年 7月 同社 主席研究員 2000年 4月 同社 投資調査部長 兼 主席研究員 2002年 4月 ㈱UFJ総合研究所 投資調査部長 兼 主席研究員 2006年 1月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱ 投資調査部長 兼 主席研究員 2007年 4月 三菱UFJ証券㈱(現 三菱UFJ証券ホールディングス㈱) 参与 景気循環研究所長 2010年 5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ 参与 景気循環研究所長 内閣府経済社会総合研究所「景気動向指数研究会」委員(現任) 景気循環学会 副会長 (公財)榎山奨学財団 評議員(現任) 2022年 8月 当社 社外取締役(現任) 2022年 9月 白鷗大学 経営学部教授 2023年 3月 岡三証券㈱ GRC特別顧問 エグゼクティブエコノミスト(現任) 2024年12月 景気循環学会 会長(現任) 選任理由・期待される役割 銀行系シンクタンクや証券会社のリサーチ部門での研究活動成果や豊富な知見・経験を有し、かつ、大学教授も務められていた学識及び景気の山・谷を公式に設定する内閣府「景気動向指数研究会」委員等での識見から、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。	0 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	すずき まさき 鈴木 正規 (1955年4月18日生)	1978年 4月 大蔵省 入省 2002年 7月 金融庁 監督局 銀行第一課長 2005年 7月 財務省 主計局次長 2007年 7月 同省 大臣官房総括審議官 2008年 7月 環境省 大臣官房審議官 2012年 9月 同省 大臣官房長 2014年 7月 同省 環境事務次官 2015年10月 (株)イオン銀行 代表取締役会長 2016年 6月 イオンフィナンシャルサービス(株) 代表取締役会長 2017年 3月 イオン(株) 執行役 総合金融事業担当 2023年 6月 (株)F P パートナー 社外取締役 (現任) 2024年 3月 キヤノン(株) 社外取締役 (現任) 2024年 8月 当社 社外取締役 (現任) 2025年 6月 阪急阪神不動産(株) 取締役 (非常勤) (現任) 選任理由・期待される役割 長年の財務省勤務の後、環境省に転じ、事務次官等の要職を歴任、退官後は民間金融機関の代表取締役を務められるなど、豊富な経験と高い見識から、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。	0 株

7

再任

社外

独立

う の あき こ
宇野 晶子
(1960年10月14日生)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
		1983年 4月 (株)資生堂 入社 2008年 4月 同社 ビューティーソリューション開発センター次長 (ライフクオリティービューティーセンター長) 2009年 4月 同社 お客さま・社会リレーション部 次長 2010年 4月 資生堂ビジネスソリューション(株) お客さまセンター次長 2016年 1月 資生堂ジャパン(株) お客さまセンター長 2019年 1月 (株)資生堂 秘書・渉外部 部付部長 2019年 3月 同社 常勤監査役 2019年 6月 (株)銀座パーキングセンター 社外取締役 2019年11月 (公社)日本監査役協会 理事 2020年 4月 (公財)資生堂社会福祉事業財団 監事 2021年 7月 (株)ファイントゥディ 監査役 2022年 6月 北陸電力(株) 社外取締役 2024年 1月 (公財)資生堂子ども財団 評議員 (現任) 2024年 4月 (学)実践女子学園 理事 (現任) 2024年 6月 東急不動産ホールディングス(株) 社外取締役 (現任) 2024年 8月 当社 社外取締役 (現任) 2025年 6月 (株)かんぼ生命保険 社外取締役 (監査委員) (現任) 選任理由・期待される役割 株式会社資生堂常勤監査役を経験、民間企業における営業、マーケティング及びリスクマネジメント等の業務経験を通じて培った専門的な知識と経験から、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。	0 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
8 再任 社外 独立	むぎしま たけし 麦島 健志 (1960年7月20日生)	1984年 4月 建設省 (現 国土交通省) 入省 2004年 4月 茨城県 企画部長 2007年 4月 国土交通省 土地・水資源局土地情報課長 2009年 4月 (独)住宅金融支援機構 業務企画部長 2012年 8月 国土交通省 都市局総務課長 2013年 8月 国土交通省 大臣官房総務課長 2014年 7月 内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付) 兼 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部設立準備室次長 2016年 6月 国土交通省 大臣官房審議官 (総合政策局担当) 2017年 7月 国土交通省 大臣官房総括監察官 2018年 4月 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科特別招聘教授 (兼業) 2018年 7月 国土交通省 国土政策局長 2019年11月 (公社)全国公営住宅火災共済機構 専務理事 2022年 3月 (公社)全国公営住宅火災共済機構 理事長 2025年 8月 当社 社外取締役 (現任) 2026年 6月 (公社)全国公営住宅火災共済機構 参与 (現任)	0 株
		選任理由・期待される役割 1984年建設省入省以来、国土・都市政策、住宅政策、交通政策などの幅広い分野において政策立案・実行に携わられ、国土交通省では大臣官房総務課長、都市局総務課長、大臣官房審議官(総合政策局担当)、国土政策局長等の要職を歴任、豊富な経験と高い見識を有し、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
9 新任	あかがわ としや 赤川 俊哉 (1964年2月11日生)	1990年 4月 当社入社 東北支店 総合計画課 2015年 6月 東北支店 副支店長 2016年 6月 執行役員 東北支店 副支店長 兼 総務部長 2020年 6月 執行役員 東北支店長 2024年 6月 執行役員 技術本部 副本部長 兼 品質管理責任者 兼 品質管理室長 兼 プロポーザル推進室長 兼 震災復興統括室長 2024年12月 上席執行役員 技術本部 副本部長 兼 品質管理責任者 兼 品質管理室長 兼 プロポーザル推進室長 兼 震災復興統括室長 2025年 6月 上席執行役員 技術本部長 技術統括 DX担当 兼 品質管理責任者 兼 品質管理室長 兼 プロポーザル推進室長 兼 震災復興統括室長（現任） 選任理由 東北支店において、東日本大震災発災後は、震災復興事業本部に所属し、全店の技術者を統括し事業の円滑な推進に寄与。その後、東北支店副支店長、支店長を歴任し、厳しい経営環境の中で、優れた企画力・行動力で業績向上に貢献いたしました。現在は、本社技術本部長として、また、新設したプロポーザル推進室及び震災復興統括室の室長として、全社的視点で技術力向上、DX推進中。今後、その役割の重要性が増す中、更なる貢献を期待し、取締役候補者としたものであります。	9,700 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
10 新任 社外 独立	ほしの ただひろ 星野 忠洋 (1973年4月15日生)	1996年 4月 三井不動産(株) 入社 2004年10月 同社 ビルディング本部 ビルディング事業企画部 事業企画グループ 2006年 4月 同社 不動産ソリューションサービス本部 事業開発部事業グループ 2009年10月 同社 人事部付 三井不動産レジデンシャル(株) 出向 2019年 4月 同社 ビルディング本部 ビルディング事業企画部 事業企画グループ長 2024年 4月 同社 ロジスティクス本部 ロジスティクス事業企画部長 2026年 4月 同社 開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長 兼 五反田開発部長 (現任) 選任理由・期待される役割 三井不動産株式会社入社後、デベロッパー業務等の経験を積み重ね、不動産のプロとして遺憾なく力を発揮されてきました。これまでの民間企業における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営に対し様々なご意見をいただくことを期待して社外取締役候補者としたものであります。	0 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永井幹人氏、嶋中雄二氏、鈴木正規氏、宇野晶子氏、麦島健志氏及び星野忠洋氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、永井幹人氏、嶋中雄二氏、鈴木正規氏、宇野晶子氏及び麦島健志氏を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合には、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定です。また、星野忠洋氏につきましても、選任が承認可決された場合には、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定です。
4. 社外取締役である永井幹人氏の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 社外取締役である嶋中雄二氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 社外取締役である鈴木正規氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 社外取締役である宇野晶子氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 社外取締役である麦島健志氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
9. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 当社は、永井幹人氏、嶋中雄二氏、鈴木正規氏、宇野晶子氏及び麦島健志氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。各氏の再任が承認可決された場合には、当社は各氏との間の上記契約を継続する予定であります。
- 星野忠洋氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。
10. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）なお、各候補者の任期中途である2026年10月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
11. 取締役専務執行役員 大場俊憲氏は当社代表取締役 社長執行役員 辻本 茂氏の近親関係者であります。

(ご参考) 取締役及び監査役の専門性・経験（スキル・マトリックス）

本株主総会において原案どおり選任された場合の取締役及び監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。

	氏名	当社における地位	企業経営	行政経験	技術	営業	財務・ 会計	法務・ リスク管理	グローバル
取締役	辻本 茂	代表取締役 社長執行役員	●				●		●
	大場 俊憲	取締役 専務執行役員				●			
	皆木 信介	取締役 常務執行役員			●	●			
	赤川 俊哉	取締役 執行役員			●				
	永井 幹人	社外取締役	●				●		
	嶋中 雄二	社外取締役							●
	鈴木 正規	社外取締役	●	●			●		
	宇野 晶子	社外取締役				●		●	
	麦島 健志	社外取締役		●					●
	星野 忠洋	社外取締役				●			
監査役	伊原 康敏	常勤監査役			●				
	伊禮 竜之助	社外監査役						●	
	北村 邦太郎	社外監査役	●				●		

- (注) 1. 当社における地位には、本株主総会終結後の予定を記載しております。
2. 上記一覧表は、各人の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

第3号議案

補欠監査役2名選任の件

2025年8月26日開催の第91回定時株主総会において補欠監査役に選任されました束村茂久氏及び川合正氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされております。

つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、監査役(伊原康敏氏)の補欠監査役として束村茂久氏の選任を、また社外監査役(伊禮竜之助氏及び北村邦太郎氏)の補欠の社外監査役として川合正氏の選任を、あらかじめお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
1	つかむら しげひさ 束村 茂久 (1959年1月4日生)	1981年 4月 当社入社 大阪支店設計部 2009年 6月 大阪支店 土木設計部長 2014年 6月 大阪支店 副支店長 2016年 6月 執行役員 大阪支店長 2018年10月 執行役員 大阪支店長 兼 近畿都市整備㈱ 代表取締役社長 2020年 6月 執行役員 企画本部付 2020年 8月 監査役 (常勤) 2023年 8月 大阪支店 専任顧問 (現任) 選任理由 当社へ入社以来、支店経営を通して、事業内容に精通しており、2020年から2023年までの3年間に亘る当社の監査役としての貢献から、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の監査役候補者としたものであります。	11,900 株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
2	かわい ただし 川合 正 (1948年8月16日生)	1971年 7月 三井信託銀行(株) (現 三井住友信託銀行(株))入社 2001年 6月 同社 常務取締役 2007年10月 中央三井アセット信託銀行(株) 取締役社長 2010年 6月 中央三井アセット信託銀行(株) 取締役会長 2012年 4月 クロスプラス(株) 社外監査役 2013年10月 東急不動産ホールディングス(株) 監査役 2015年 6月 (株)日本格付研究所 社外監査役 (現任) 2015年 6月 三井ダイレクト損害保険(株) 非常勤監査役 2015年 8月 当社 社外監査役 選任理由 金融機関における経営者としての豊富な経験と高い見識に加え、2015年から2023年までの8年間に亘る当社の社外監査役としての貢献から、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。	0 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川合正氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川合正氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 川合正氏の社外監査役としての在任期間は、2015年から2023年までの8年間となります。
5. 川合正氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）なお、2026年10月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町1-3-2

経団連会館 国際会議場 (2階) 電話 03-6741-0222

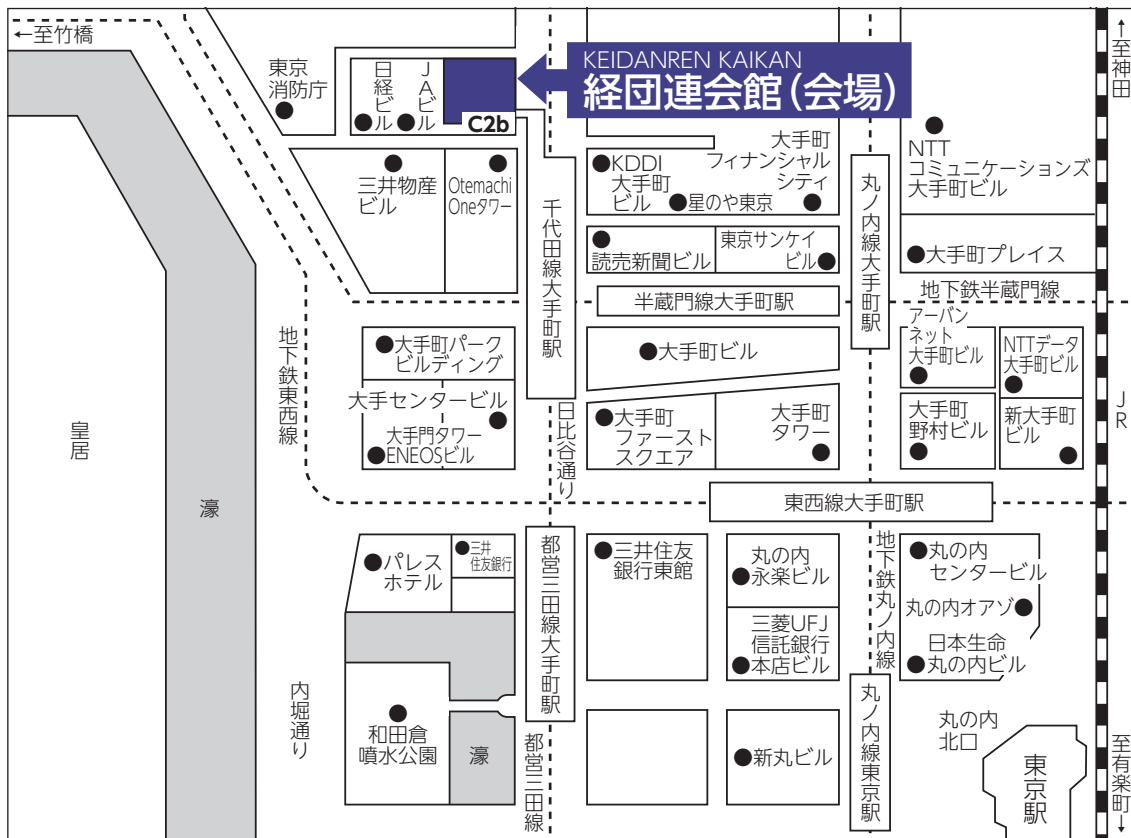
交通

地下鉄 大手町駅 (千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線)

C2b 出口直結

J R 東京駅

丸の内北口より徒歩15分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。